

地域社会に根差した学生活動のための支援制度に関する取扱要項

1. 趣旨

学生が主体的に行う、三重県内地域での交流活動やボランティア活動に対し、活動費や交通費を支援し、地域発展に寄与する活動を応援する。

2. 対象

- 1) 三重大学の公認サークルとして地域交流を行う活動団体

　　<地域交流の例>

- ①県内自治会との交流会
- ②小学校等への訪問・指導
- ③地域貢献活動

- 2) 学生支援チームが募集又は案内するボランティア活動への参加者

3. 支援内容

- 1) 活動費

　　1回の活動にかかる費用の実費（上限 40,000 円）

- 2) 交通費

　　現地までの交通費（一人あたり上限 1,000 円（最大 10 名））

　　※自動車で移動する場合は 1 キロメートルにつき 15 円とする。

4. 申請手続き

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの活動が対象です。令和 8 年 1 月 15 日までに、活動内容及び活動費、交通費の金額を記入した、活動報告書（様式 1）を提出する。

5. 支援の決定・通知

申請書の提出があったときは、学生支援・キャリアセンター長と学生支援チーム課外活動担当が審議し、支援内容を決定し通知する。

6. 費用の支払い

活動報告を確認し、適当と認められた費用について、団体で申請した場合は代表者、個人で申請した場合は本人に支払う。

7. 申請にあたっての留意事項（保険への加入）

本制度に申請できるのは、学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険（「学研賠」）に加入の学生に限る。

団体として申請する場合は、活動に参加した学生全員が上記保険に加入していること。

8. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年 12月19日から施行する。